

会則 細則の一部改正

定時総会において、会則 細則の一部を下記の通り変更することが承認されました。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本研究会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 本工法の実施権または本工法に使用する機械、装置若しくはセグメント等の製造・販売権を有する企業であって、本研究会の目的および活動に賛同する企業。
- (2) 賛助会員 前号の実施権または製造・販売権は有しないが、本研究会の目的および活動に賛同する企業。
- (3) 特別会員 本研究会の目的および活動に賛同する企業であって、幹事会が特別に入会を認めた企業。

(入 会)

第6条 本研究会に入会しようとするものは、幹事会社を含む正会員2社の推薦状および細則に示す技術資料を添えて、入会の申し込みを幹事会に提出する。その後、幹事会において入会資格を確認し、承認する。ただし、特別会員は前記の推薦状および技術資料を必要としない。

細 則 (幹事会の議決)

(入会金、年会費)

第1条 本研究会の会則第19条に定める入会金、年会費の額は次の通りとする。

		正会員	賛助会員	特別会員
1	入 会 金 (円)	1,400,000	800,000	-
2	年 会 費 (円)	200,000	100,000	200,000
3	特別年会費(円)(注1)	630,000	-	630,000

(注1) 特別年会費は、特許権利会社 東京都下水道サービス(株)・(株)熊谷組・(株)大林組・佐藤工業(株)・コマツ・ジオスター(株)に適用する。

(注2) 特別年会費の額は、毎年協議して定める。